

事務連絡

平成30年10月1日

公益社団法人及び公益財団法人 御担当者様

内閣官房内閣人事局
総務省行政管理局

**国と特に密接な関係がある公益社団法人及び公益財団法人への該当性に関する報告等
について（依頼）**

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項等の規定に基づき、一般職国家公務員のうち管理職職員であった者及び行政執行法人の役員であった者（以下「管理職職員であった者等」という。）は、離職後2年間、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）のうち、「国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの」（以下「密接公益法人」という。）の役員等の地位に就こうとする場合には、あらかじめ、当該者の氏名、再就職予定日、再就職先の名称、再就職先における地位などの情報を内閣総理大臣に届け出ることとされています（別紙1参照）。

- （注1） 「管理職職員であった者」には、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第27条及び職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第83号）第7条等により、本府省室長級相当職以上であった者が該当します。
- （注2） 公益法人の「役員等」には、職員の退職管理に関する政令第28条及び行政執行法人の職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第14条により、以下に掲げるものが該当します。
- ① 役員（非常勤のものを除く。）
 - ② 法令の規定により内閣・内閣総理大臣・各省大臣により任命される地位
 - ③ 法令の規定により任命・選任に関し行政庁の認可を要する地位
- （注3） 届出の義務に違反した場合には、国家公務員法第113条第2号（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、10万円以下の過料の対象となります。

つきましては、本届出制度の円滑な運用を図るため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けた法人におかれましては、下記の措置を講じていただくようお願いします。

なお、管理職職員であった者等が離職後2年以内に密接公益法人の役員等以外の地位

に再就職する場合や密接公益法人以外の公益法人に再就職する場合には、国家公務員法第106条の24第2項（独立行政法人通則法第54条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再就職後、所要の情報を内閣総理大臣に届け出ることとされていますので、御留意願います。

記

1 公益認定を受けたときに、及び毎事業年度の終了後原則として3か月以内に、密接公益法人の基準を定めた関係法令（別紙2参照）及び直近の事業年度の決算に基づき、密接公益法人への該当の有無を確認してください。

2 密接公益法人に該当することとなった場合、密接公益法人に該当していたが該当しないこととなった場合、及び該当している法人の名称に変更があった場合は、速やかに、以下の①～④について、末尾の報告先に電子メールで報告してください。報告様式は自由ですが、参考様式を適宜御利用ください。なお、密接公益法人の一覧は内閣人事局のウェブサイトで見ることができます。

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/recruit.html>

① 法人名

② 担当者連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

③ 密接公益法人への該当の有無

④（該当する場合）職員の退職管理に関する内閣官房令第9条及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第8条の該当する号（複数の号に該当する場合は全て記載）

3 密接公益法人への該当の有無について、管理職職員であった者等から問合せがあった場合に遅滞なく回答してください。

<報告先>

内閣官房内閣人事局内閣参事官（退職管理担当）

電話：03-6257-3765

電子メール：missetsu-hokoku.x9y@cas.go.jp

別紙 1 参照条文

○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

※ 一般職国家公務員のうち管理職職員であった者に関する規定

（内閣総理大臣への届出）

第百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一～三 （略）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

2 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

※ 行政執行法人の役員であつた者に関する規定

（役員の退職管理）

第五十四条 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。（以下略）。

2～6 （略）

●届出制度の詳細については、内閣官房内閣人事局のウェブサイトを参照してください。

別紙 2 密接公益法人の基準

密接公益法人の基準は、以下のとおり。

(注) 職員の退職管理に関する内閣官房令第9条の基準及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第8条の基準は同様のものです。

○職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第83号）（抄）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人）

第九条 令第三十二条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算（次号において単に「直近事業年度決算」という。）において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下「給付金等」という。）のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 三 法令（告示を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）
- 四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

（参考）

○職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人）

第三十二条 法第六十六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下この条において「給付金等」という。）のうちに占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。

○行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号） （抄）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人）

第八条 令第十八条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であつて、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算（次号において単に「直近事業年度決算」という。）において、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下「給付金等」という。）のうちを占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人が国から交付を受ける給付金等のうちを占める当該公益法人が第三者へ交付する当該給付金等の金額の割合が二分の一未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 二 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの（ただし、当該事業年度の次年度以降において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受ける給付金等の総額の割合が三分の二未満であることが確実と見込まれるものを除く。）
- 三 法令（告示を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）
- 四 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの（ただし、法令の規定に基づく登録を受けて行うものその他これに準ずるものを除く。）

（参考）

○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人）

第十八条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第四号の政令で定める公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）は、当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下この条において「給付金等」という。）のうちを占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無その他の事情を勘案して内閣官房令で定めるものとする。